

## 福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書

子ども・高齢者・障がい者を支える福祉職場では、職員の定着がむずかしく、募集しても必要な人材が確保できない深刻な状況が続いています。そのため、保育所や特別養護老人ホームに入れられない待機児・待機者の解消が求められているにもかかわらず、職員が集まらず、定員まで子どもや高齢者を受け入れられない施設も生まれている。

福祉施設の職員の平均賃金は、全産業平均に比べて約 10 万円も低い水準となっている。

人手が足りないことから休息・休暇が取りづらく、時間外に行わざるを得ない事務作業や持ち帰り残業などの不払い労働が、まん延している。国の制度にもとづく社会福祉事業でこのような危機的な事態が広がっており、一刻も早い改善が必要である。

改善を求める声を受けて、政府が本年度から行っている追加の処遇改善については、一定の改善はあるものの、対象者が限定され、改善額も全産業平均との賃金格差の解消にはほど遠いものとなっている。さらに、法定の休息や休暇が取得できない背景にある現場の人手不足を解消する職員の増員に向けた方策がいっさい盛り込まれておらず、極めて不十分と言わざるを得ない。

いのちと生活を守る福祉労働には継続性と専門性が求められる。希望をもって働きつけられる賃金・労働条件の実現は、利用者・住民の福祉の向上と、表裏一体の課題である。

よって、本町議会は政府において、下記の事項を実施するよう強く要求する。

### 記

1. 福祉職場の職員配置基準を抜本的に改善し、法律で定められた休憩・休暇の取得ができるようにすること。
2. 全産業平均との月額 10 万円の賃金格差を解消するための施策を実施すること。
3. 保育園の退職手当共済制度への公費助成を廃止せず、維持すること。また、すべての福祉で働く職員の退職手当共済制度の整備を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 21 日

大阪府泉南郡熊取町議会